

第 5 部

安全で安心の暮らしづくりに向けて

第1章 土地利用対策

第1節 土地利用計画

現況

国、道の出先機関の縮小に伴い、官舎敷地等の返還により、空き地が目立ってきています。

町払い下げ予定地

番号	所在地	面積 (m ²)	摘要
1	2条南2丁目10番	267.73	旧道新事務所跡
2	1条南1丁目18番1他	359.22	郵便局東側
3	3条南6丁目2番	1,620.00	旧新清寮

課題

新たな公共施設の計画がない状況であり、計画的な未利用地の処分が必要です。

主要施策

- 1 古い町有建物は取り壊します。
- 2 町で利用計画のない町有地の売り払いを進めます。

第2節 都市的土地利用計画

1 都市計画

現況

都市計画区域面積は727haで全町の約0.7%ですが、区域内人口は、5,422人(平成22年6月末住民基本台帳)で全町の約79.5%に達しています。

区 分	内 容	面 積
昭和 32 年 4 月 9 日	区域決定	-
昭和 37 年 4 月 9 日	区域決定	18,912ha
昭和 44 年 5 月 20 日	区域変更（縮小）	18,912ha 688ha
昭和 50 年 6 月 20 日	区域変更（拡大）	688ha 727ha

課題

小さな変更以外、全体見直しがないまま来ているため、用途地域や街路計画、公園などの土地利用の中で現状とそぐわない部分が多く、都市計画マスタープランの策定が急務になっています。

主要施策

- 1 都市計画マスタープランを策定します。
- 2 都市計画区域の見直しを実施します。

2 用途地域

現況

昭和 52 年区域決定がなされた後、第 1 回の変更を経て、平成 8 年 3 月第 2 回変更申請分として、しらかば台団地・柏町団地・高校会区域、また、西栄会・さくら会間、ひばり会・若草会間の白地部分について用途区域の拡大編入を行っています。

平成 16 年 4 月白地地域（用途区域指定外）の建築物の高さ等の制限が施行になっています。

区 分	内 容	面 積
昭和 52 年 3 月 1 日	区域決定	268.3ha
平成 2 年 4 月 2 日	第 1 回区域指定（拡大）	268.3ha 281.3ha
平成 8 年 5 月 28 日	第 2 回区域指定（拡大）	281.3ha 295.3ha
平成 16 年 4 月 1 日	白地地域（用途区域指定外の建築物の高さ等の制限）	容積率 100% 建ぺい率 60% 道路斜線勾配 1.5 隣地斜線勾配 2.5

課題

用途区域の随時見直しをしてきましたが、団地の一部で白地のままになっていたり、現状とそぐわない部分も残っており、適切な用途区分をする必要があります。

主要施策

- 1 都市計画マスタープランを策定します。
- 2 用途地域の見直しを実施します。

第3節 街路計画

現況

主要道道夕張新得線早期整備に向けて関係4町村による期成会をもって、関係機関に対して整備促進の働きかけを行っています。

道道夕張新得線7号踏切立体交差事業（アンダーパス）が完成し、平成14年に供用開始となっています。

都市計画道路整備状況

区分	計画	改良済	舗装済	摘要
中央通線	430m	(100.0%) 430m	(100.0%) 430m	平成17年3月31日
本通線	1,052m	(100.0%) 1,052m	(100.0%) 1,052m	〃
新生通線	1,590m	0m	0m	〃
新栄通線	1,620m	(34.9%) 566m	(34.9%) 566m	〃
オダッシュ通	1,590m	(21.4%) 340m	(21.4%) 340m	〃
計	6,282m	(38.0%) 2,388m	(38.0%) 2,388m	

課題

オダッシュ通については、インターチェンジの動向を見据えながら整備促進を図ります。
新生通線については近年の経済状況からも勘案し街路計画の変更をする必要があります。

主要施策

- 1 インターチェンジの動向を見据えながらオダッシュ通の街路部分の整備促進を図り

ます。

2 都市計画マスタープランを策定します。

第2章 道路網の整備・河川対策

第1節 道路整備

1 国道・道道

現況

整備状況は次のとおりとなっています。

種別	路線数	実延長	改良済		舗装済	
			延長	率	延長	率
国道	1	21.9 km	21.9 km	100.0%	21.9 km	100.0%
道道	6	66.7 km	60.2 km	90.2%	60.2 km	90.2%
計	7	88.6 km	82.1 km	92.6%	82.1 km	92.6%

1 国道

南新得1号から3号間の防雪対策事業を要望しています。(継続)

国道38号線南新得橋及び福神橋の拡幅を要望しています。(継続)

2 道道

忠別清水線

(1) 屈足市街地区 交通安全事業により歩道拡幅を実施しています。(平成24年度完了予定)

(2) 曙橋奥 維持事業により簡易舗装を実施しています。(整備中)

帯広新得線

路肩拡幅など安全確保に向けた整備を実施しています。(整備中)

夕張新得線

平成7年2月23日に主要道道夕張新得線建設促進期成会を設立し、道央と十勝を最短で結ぶ広域幹線道路の整備促進に向けて、毎年、道に陳情を行っています。(継続)
十勝側の道路整備工事については平成5年を最後に現在に至っています。

仮称インターチェンジ線

高速道路追加インターチェンジ設置要望に併せて道道のアクセス道路を要望しています。(継続)

町道ユートムラウシ線

道道忠別清水線終点よりトムラウシ温泉までの2.4 kmについて、道道昇格要望を実施しています。(継続)

課題

- 1 夕張新得線の整備は、北海道横断自動車道との並行路線であり、整備費用が200億円程度かかり費用対効果も厳しく、北海道における財政状況の行方も懸念されます。
- 2 追加インターチェンジ整備基準の地方部における制度要件の緩和が必要です。

主要施策

国及び道に対して、次の内容で要望して進めます。

- (1) 南新得防雪対策事業
- (2) 国道38号線橋りょう拡幅事業
- (3) 忠別清水線簡易舗装事業
- (4) 帯広新得線路肩拡幅事業
- (5) 夕張新得線整備促進事業
- (6) インターチェンジ線整備要望
- (7) 町道ユートムラウシ線道道昇格要望

2 町道

現況

町道の現状は、幹線道路1級22路線74.4 km、同2級36路線77.2 km、その他の路線286路線285.3 kmとなっています。

整備率の十勝管内18町村比較では、改良率54.4%、舗装率46.7%でともに13位となっています。

整備状況

平成 22 年 4 月 1 日現在

種 別	実 延 長	改 良 済		舗 装 済	
		延 長	率	延 長	率
北海道 145 町村	42,741.7 km	26,936.2 km	63.0%	21,872.6 km	51.2%
十 勝 18 町村	9,402.1 km	6,159.1 km	65.5%	4,655.6 km	49.5%
新得町	441.5 km	240.45 km	54.4%	206.4 km	46.7%

歩道の整備状況

平成 22 年 4 月 1 日現在

地 区 名	左 側	右 側	延べ延長
新 得	20,549.7m	25,761.6m	46,311.3m
屈 足	8,789.3m	8,190.5m	16,979.8m
佐 幌	3,868.2m	2,598.9m	6,467.1m
計	33,207.2m	36,551.0m	69,758.2m

課題

- 1 適正な維持管理が求められています。
- 2 歩行の安全確保のため、拡幅、段差解消及び路上施設の集約をする必要があります。

主要施策

道路整備計画により、改良・舗装化及び歩道改修を進めていきます。

第2節 道路等維持管理

1 車両

現況

保有状況

名称	規格	台数
ダンプ	4 t	1
	7 t	2
	10 t	1
トラック	10 t (専用車)	1
グレーダー	3.7 m	1
ロータリー	大型	1
	小型	1
ドーザー	8 t	1
	13 t	2
連絡車	バン・ワゴン	2

課題

年数経過機械は、故障が頻繁に発生し除雪等に支障を及ぼすことから計画的な更新をする必要があります。交付金・補助金の更新条件も厳しくなっている中で、日頃の整備・メンテナンスが重要になっています。

主要施策

耐用年数を考慮し、逐次更新していきます。

年度	名称	規格
平成23年度	ロータリー1号車	250ps
平成24年度	ドーザー1号車	7t級
平成25年度	ダンプ1号車	7t級
平成26年度	ダンプ4号車(単費)	4t級
平成27年度	グレーダー	3.7M

2 道路の清掃

現況

4月から10月までの1日と15日に道路清掃を町民の協力により実施しています。また、町道の草刈は、直営のほか、農村部では地元町内会により、下記の内容で実施しています。

組合数	13
実施延長	57.5km
期間	7/1～9/20

課題

4月から10月までの1日・15日に実施していますが、住民自ら推進していくよう意識の高揚に努めていく必要があります。また、町内会活動と同じく、道路清掃に対する認識や取り組みの違いが大きく、引き続き啓発に努める必要があります。

主要施策

快適な生活環境を維持するため、住民の意識高揚に努めます。

3 除雪

現況

除雪対策

(1) 除雪路線

区分	平成20年	平成21年
道路延長	436.903 km	436.879 km
除雪延長	229.025 km	229.025 km
除雪率	52.4%	52.4%

(2) 除雪費

区分	平成20年	平成21年
除雪費	42,362 千円	42,382 千円
1 m 当経費	184 円	185 円
町民1人当経費	6,248 円	7,087 円

課題

冬期間の生活確保や交通安全の面からも、歩車道の早期除雪の必要があります。また、駐車場や団地などの増加により除雪・排雪の箇所と除雪経費が増えてきているため、路線の見直しなどの効率化を図る必要があります。

主要施策

幹線及び生活関連道路の早期確保を図るため効率的な除排雪を進めます。

4 街路灯

現況

街路灯設置状況

区分	平成 20 年	平成 21 年
新 得	796 基	796 基
屈 足	371 基	371 基
郊 外	123 基	123 基
計	1,290 基	1,290 基
修理代	1,205 千円	704 千円
電気代	22,181 千円	17,069 千円

課題

市街地の街路灯は、設置箇所の見直しにより全域に充足されていますが、今後も定期的に見直しを図り、効果的な街路灯の設置をする必要があります。また、現状の把握や省エネルギータイプへの移行を検討し、効率的な維持管理を進める必要があります。

主要施策

既設街路灯の設置について、定期的に見直しを図り効率的な維持管理を進めます。

第3節 橋りょう・河川

1 橋りょう

現況

町道の橋については、定期的に点検を実施し、安全な通行を確保しています。

区分	橋数	橋長	永久橋		木橋		永久橋 化率
			橋数	橋長	橋数	橋長	
国道	9	356m	9	356m			100.0%
道道	46	2,227m	46	2,227m			100.0%
小計	55	2,583m	55	2,583m			100.0%
町道	136	2,336m	135	2,332m	1	4m	99.8%
合計	191	4,919m	190	4,915m	1	4m	99.9%

課題

橋りょうの高齢化が進み、的確な維持管理が必要です。

主要施策

橋りょう点検を実施し、長寿命化修繕計画を策定します。

2 河川

現況

町内の主な河川

河川名	延長	整備状況
十勝川	101.7km	昭和59年十勝ダム完成
佐幌川	40.1km	昭和59年佐幌ダム完成 平成12年新得橋上流局部改修工事完成 魚道整備事業要望中

河川名	延長	整備状況
パンケ新得川	8.1km	昭和47年砂防工事完了 魚道整備着手中
ペンケオタソイ川	10.6km	平成7年広内川合流点から上流部砂防工事完成 平成4年広内川合流点より下流部改修事業完成 魚道整備要望中
中新得川	8.0km	昭和52年2.7km改修完了
ペンケシントク川	8.2km	平成19年砂防工事完成
広内川	7.8km	平成6年西4線まで改修事業完成 平成11年西7線から上流部0.8km砂防事業完成
ポンニベソツ川	4.6km	昭和62年砂防事業完成
サカシタ川	1.0km	平成13年砂防工事完成
カツラ川	1.6km	平成15年砂防工事完成
計	191.7km	

課題

自然河川に近い環境整備を図るため、落差工を撤去し、魚道を整備する必要があります。

主要施策

パンケ新得川、ペンケオタソイ川、佐幌川魚道設置事業を要望します。

3 河川清掃

現況

新得市街を流れる5河川の清掃を、町民の協力により実施しています。

町内河川清掃の実施

実施年	参加人数
平成20年	292人
平成21年	275人
平成22年	209人

課題

高齢化等により参加人数が減少しています。

主要施策

快適な生活環境を送るため、清掃に対する意識高揚に努めます。

第3章 交通機関と情報・通信

第1節 交通機関

現況

道東十勝の玄関として、道路は、新得市街地を南北に国道38号線と新得から屈足を經由して周辺町へ主要道道で連絡され、公共交通機関として、国道38号線を都市間バスが、主要道道を新得屈足間のバスが、更に町道にもバスが運行しています。

一方JRは、十勝の玄関駅として全ての特急が停車し、周辺町からも利用されています。

道東自動車道の工事は順調に進んでおり、平成19年度には清水～トマム間、平成21年度にはトマム～占冠間が開通し、平成23年度には夕張～占冠間が開通予定で道央圏と道東圏が高速道路でつながります。

課題

生活バス路線は、住民の足を確保するために、これを維持していくことが必要ですが、マイカーの普及と少子化による学生の減により利用者が減少傾向にあり、経営を圧迫し、更に、国庫補助路線としての維持が厳しくなっています。他の沿線自治体も含めて影響があるため、利用者増に向けた工夫が必要です。

JRは、道内経済の低迷や過疎化と高速道路の一部無料化により、利用客が更に落ち込むことが懸念されています。

都市間バスは、帯広～旭川間が1日4往復運行しており、うち3便が町内で乗り降りできますが、札幌～帯広間を利用するには清水町に行かなければなりません。

道東自動車道が延伸、開通しても、町内にインターチェンジが整備されない現状では、利便性の向上と集客に向けた取組に課題が残ります。国の追加インターチェンジの整備方針が不透明ですが、関係機関や民間団体との連携のもと設置に向けた取り組みを進める必要があります。

主要施策

1 生活交通路線の維持確保

- (1) 生活バス路線の維持対策を継続するとともに、利用者増に向けた取組も進めます。
- (2) 地域内交通手段のあり方について検討します。

2 高速道路活用策の研究

新得に追加インターチェンジの整備実現のための取組を進めます。

第2節 情報・通信

現況

我が国の情報通信の発展は著しく、政府はパーソナルコンピュータや移動体通信（携帯電話、PHS）等、あらゆるものが蓄積された情報とともにブロードバンドネットワークに接続され、いつでも、どこでも、誰でも利用可能なネットワーク社会の実現を目指しています。

こうした情報通信をめぐる新しい動きは、地域の社会・経済活動のみならず、家庭や個人の暮らし・生活にも大きな利便性と画期的な変革をもたらすことが予想されます。

町内のブロードバンド環境は、新得市街地、広内、北新得地区で光通信網が整備されたほか、屈足市街地でもADSL通信の利用が可能になりました。

また、テレビ放送についても平成23年に地上デジタル化完全移行予定となっています。町内では、平成20年に新得山中継局整備、平成22年に栄町共聴設備の整備を行い、平成23年7月のアナログ停波前の段階では、大枠の送信対策は進んでいます。

課題

ブロードバンドの環境整備は民間による実施のため、市街地等人口密集地から整備が進みます。（投資に対する利益性もある）このため人口カバー率で見ると90%超とかなりの普及率に見えますが、過疎地の農山村部ではほとんど整備が進まない状況です。

今後も都市部では次世代技術がさらに普及していき、格差が広がるものと考えられます。この問題は、本町のみならず全国的な農山村部の抱える課題です。

テレビ放送では、富村牛地区のように従来から難視聴の地区があること、またアナログ放送では視聴できていた家庭でも、デジタル放送では視聴できなくなるという、「新たな難視聴」が発生することが課題です。

新たな難視聴については、理論調査結果と実際が違う場合が各種要因（現在使用しているアンテナの機器性能、設置高さ、設置位置、地形など様々な要因があり、それが各個別に異なる）によってあり得ます。

これらの難視解消のためには、送信対策（中継所など）だけでなく、受信側の対策（ア

ンテナの取替や位置変更など)も必要となっています。

主要施策

- 1 地上デジタル放送難視聴地域の対策を進めます。
- 2 ブロードバンド環境が整わない地域において、有線だけでなく、あらゆる代替通信送信技術などを検討し、対策を進めます。

第4章 水道・下水道

第1節 水道

現況

近年増加している水需要に対応するため、漏水対策と災害及び非常時に対応するライフラインの確保が必要であり、漏水調査実施、重要管路の耐震化及び水道施設の整備を行っています。

平成16年度より石綿管更新全体計画及び実施設計を行い、平成18年度より更新工事を実施しています。

また、平成20年度には経営認可の変更、給水区域の変更を行っています。

平成17年6月に約20%及び平成22年6月に約10%の水道料金の値上げを行いました。今後の施設整備と企業会計経営安定のため、5年程度で検証を行うよう、新得町水道審議会より答申されています。

課題

老朽化した浄水場等の機器等の整備を進め、安全な水道水を供給する必要があります。効率的な水運用と災害時に対応できるライフラインの確保のため、漏水防止対策及び老朽管(石綿管)の更新等を行う必要があります。

施設整備に伴う企業会計の経営安定のため、水道料金の受益者負担見直しの検討を行う必要があります。

主要施策

- 1 浄水場施設、機器の整備を図ります。
- 2 老朽管(石綿管)更新事業・経営認可の変更を進めます。
- 3 経営の安定を図るため、5年ごとの料金の見直しを検討します。

第2節 下水道

現況

- 1 事業認可区域の整備率は87%となっています。

$$\frac{\text{整備済面積}}{\text{認可区域面積}} = \frac{260\text{ha}}{299.2\text{ha}} = 87\%$$

- 2 水洗化率は新得地区97.6%、屈足地区94.6%となっており、第6期の目標は達成しています。

新得地区

$$\frac{\text{水洗化人口}}{\text{処理人口}} = \frac{3,990\text{人}}{4,089\text{人}} = 97.6\%$$

屈足地区

$$\frac{\text{水洗化人口}}{\text{処理人口}} = \frac{1,192\text{人}}{1,260\text{人}} = 94.6\%$$

- 3 新得浄化センターの機器更新工事を行っています。

平成14年度	老朽化診断	9,800千円
平成15年度	中央監視装置	127,400千円
平成16年度	水中攪拌機(1池目)	105,000千円
平成17年度	水中攪拌機(2池目)	90,600千円
平成18年度	汚泥処理系電気設備	54,000千円
平成19年度	水処理系電気設備	88,000千円
平成20年度	汚泥脱水機	121,000千円
平成21年度	屈足処理場中央監視装置	32,000千円
平成22年度	処理施設長寿命化計画策定	4,000千円

課題

下水道管の不明水対策としての管の補修や、コンクリート柵を塩ビ柵に取り替える等の対策を実施し、有収率を向上させる必要があります。

浄化センターの機器老朽化に伴い、更新及び修繕費用が増加しており、適正な維持管理と費用の平準化による計画的な整備が必要です。

主要施策

維持管理の強化と収支のバランスがとれる経営を目指します。

第5章 公園緑地・美化

第1節 公園緑地

現況

都市公園のほとんどが開設から20年以上が経過しており、平成10年～13年には二条・柏町公園の再整備及び新得運動公園・屈足公園の整備等を実施し、機能の見直しを図ってきました。また、全町公園化プランによる大型公園整備として、平成12年には自然を生かした拓鉄公園を平成15年には佐幌川公園をそれぞれ開設してきました。

チビッコ広場については、住民参加による維持管理が実施されています。

施設及び遊具等については、適期の修繕及び塗装を実施し、安全対策に万全を期しています。

区 分	新 得 地 区		屈 足 地 区		計	
	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積
都 市 公 園	9 箇所	231,424 m ²	3 箇所	49,722 m ²	12 箇所	281,146 m ²
チビッコ広場	11 箇所	9,565 m ²	4 箇所	3,196 m ²	15 箇所	12,761 m ²

課題

未整備の都市公園があるほか、利用が減ってきている公園が増えてきています。今後は公園の統合・廃止を進め、維持管理の軽減を考えていかなければなりません。また、避難場所として利用する公園や緑地に関しても、機能の見直しを図り、有効利用を検討します。

主要施策

- 1 既存公園の維持管理を進めるとともに、機能の見直しを進めます。
- 2 都市計画マスタープランを策定します。

第2節 全町公園化プラン

現況

全町公園化プランによる緑豊かな自然を生かした公園づくりとして、拓鉄公園及び佐幌川公園の開設、町全体の景観づくりとして、ワークショップによるチビッコ広場の整備等を実施してきました。

メインテーマ

- 緑豊かな自然を生かした公園づくり
- 町全体の景観づくり
- 住民参加の公園づくり

課題

全町公園化プランはハード部分の整備はほぼ終了したため、今後は適正な維持管理に努めていく必要があります。また、景観づくりとしての植栽については、樹種や植栽場所の長期計画が必要です。

主要施策

- 1 既存公園の維持管理に努めます。
- 2 景観づくりとしての植栽を計画的に進めます。

第3節 美化運動

1 花いっぱい運動

現況

花と緑のまちづくりをめざし、花いっぱい運動推進委員会、花と道の会を設置、町内環境美化運動を進めています。

< 推進事業 >

- (1) 花の苗・園芸資材のあっせん
狩勝寿事業団で販売、町お知らせ広報で周知

(2) 共同花壇の造成奨励

(単位：箇所)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
奨励補助花壇数	19	19	23	22	22

(3) 花壇の造成(花いっぱい運動推進委員会で造成及び造成協力)

直営花壇 設置場所～4条南1丁目39番地

公民館花壇(平成18年度まで)

立体花壇 設置場所～新得駅前

駅構内花壇(観光振興支援事業として造成協力)

(4) 園芸講座・講習会の開催

(単位：人)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
開催日	6/12	6/11	6/10	6/15	3/28
参加者数	39	41	21	24	25

(5) フラワーボックス・街路ますの設置

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
フラワーボックス設置数	122	120	133	120	230
街路マス設置数	74	72	72	72	72

平成21年度フラワーボックス更新

(6) 花壇コンクールの開催

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
個人			13	12	11
団体			22	22	24
合計			35	34	35

平成17年度～平成18年度は休止

(7) 全町的花づくり推進のため、フラワーマスター養成

平成17年度...7名 平成20年度...1名 平成21年度...2名

(8) 花壇写真ロビー展の開催

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
応募件数	35	28	35	34	35

(9) 春の苗の奨励援助 1株75円の内、30円を援助

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
株数	15,623	16,825	15,394	13,885	16,452
世帯数	176	188	179	158	192

(10) 国道環境美化活動(国道38号線沿線マスへ花苗植栽)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
参加団体・個人	23	20	24	25	29
延べ参加人数	472	895	986	1,262	1,318

平成17年度から実施

課題

共同花壇の造成奨励では、団体（町内会等）については花壇コンクール応募を条件に助成をしてきましたが、応募者は固定化しており、共同花壇づくりを奨励して応募者が増加するよう奨励する必要があります。

町内にフラワーボックス、街路マスを設置しており、その管理、手入れ等に近隣住民の協力が必要ですが、まだまだ不十分な状況にあるため、花による町民の環境美化意識の高揚を図る必要があります。

今後、フラワーマスター（花のまちづくりリーダー）による、地域での花づくりの指導をとおして、より一層まち全体に花いっぱい運動が広がるよう浸透を図る必要があります。

また、減少傾向にある花いっぱい運動推進委員会会員の拡大を図る必要もあります。

平成17年度から北海道開発局が管理している国道を対象とした、ボランティア・サポート・プログラムに参加して、国道の植樹マスへ花苗の植栽、管理を行っており、年々協力団体と参加者が増加して花いっぱい運動が広がってきていますが、今後、花苗の提供が継続されるかは不明となっていますので、継続されるよう要望していきます。

主要施策

全町公園化プランと連携し、花いっぱい運動を推進します。

- （１）フラワーマスター（花のまちづくりリーダー）の指導による園芸講座、講習会を適時に開催し、全町的な花づくりの推進を図ります。
- （２）フラワーボックスの活用を促進します。
- （３）「春の苗」の奨励援助を促進します。
- （４）共同花壇づくりを奨励します。
- （５）花いっぱい運動推進委員会会員の拡大を図ります。
- （６）国道の植樹まスの植栽、管理を推進します。

2 廃屋解体撤去事業補助

現況

個人所有の廃屋の解体撤去費に補助を実施しています。

区 分	件 数	住 宅	その他	延面積	補助額
平成 12～16 年度	74 件	80 棟	54 棟	7,639 m ²	18,887 千円
平成 17 年度	19 件	19 棟	15 棟	2,050 m ²	5,263 千円
平成 18 年度	10 件	10 棟	6 棟	1,120 m ²	3,076 千円
平成 19 年度	16 件	18 棟	13 棟	1,501 m ²	4,327 千円
平成 20 年度	19 件	21 棟	20 棟	1,795 m ²	5,078 千円
平成 21 年度	20 件	20 棟	20 棟	2,540 m ²	6,614 千円
合 計	158 件	168 棟	128 棟	16,655 m ²	43,245 千円

課題

老朽化した家屋の所有者が所在不明なため、危険な住宅等があります。

主要施策

廃屋解体撤去事業補助を平成 23 年度まで継続実施し、廃屋の解体を促進します。

第6章 宅地・住宅対策

第1節 宅地分譲

現況

既存分譲地の現況 平成22年7月現在

団地名	造成年	販売戸数	残戸数
栄町団地 2次	平成13年度	25戸	4戸
しらかば台団地	平成6年度	60戸	9戸
旧保健所跡地	平成12年度	6戸	1戸
上サホ口団地	平成12年度	7戸	1戸
合計	-	98戸	15戸

平成22年度 第2次新緑団地 10戸造成
町有宅地（西栄会） 5戸造成

課題

団地造成については、景気低迷により新築住宅が減少しているため、新築住宅需要を見極める必要があります。

既存団地の残戸数については、販売価格の見直し等を実施し、販売促進が必要です。

主要施策

- 1 既存団地の価格の見直しや支援策の実施により販売を促進します。
- 2 町有地を活用した宅地分譲を実施します。

第2節 住宅対策

1 町営住宅

現況

平成21年度末現在の町営住宅管理戸数は、新得地区で10団地492戸、屈足地区で9団地197戸の計689戸となっています。

定住促進住宅の管理戸数は、借り上げ住宅も含め、新得地区5カ所19戸、佐幌地区1カ所4戸、上佐幌地区1カ所5戸、屈足地区3カ所21戸の計49戸となっています。

建て替えは、ストック総合活用計画年次計画により計画的に進めており、平成18年度から平成21年度までに2団地7棟24戸を建設しています。

課題

4月の異動時期に住宅が一時的に不足するため、民間賃貸住宅の動向も踏まえ、住宅ストックと供給のバランスを見極める必要があります。

町営住宅の老朽化が進み、全体の45%（104棟310戸）が耐用年数を超過している状況となっています。

主要施策

- 1 最低居住水準を備えた住宅の建て替えを進めます。
- 2 長寿命化計画に基づいて、既存ストックを有効活用した改善事業、団地建替整備計画の見直しを行います。

2 民間住宅

現況

住民の多様な住宅需要に応じ、民間活力の導入を図るため、定住住宅建設促進要綱を創設し、平成12年度から民間活力による賃貸住宅の建設に支援をしています。

公営住宅は老朽化に伴う建て替え計画で、管理戸数が減少傾向であり、入居条件の所得要件審査により入居できない希望者や退去せざるを得ない入居者が出る恐れもあります。

町内には、数多くの社宅がありますが、更新時期を迎える社宅や空き家となっている社宅も見られます。

平成22年度は法人の従業員用住宅の建設予定もあり、住宅対策と雇用対策の両面につながると予想されます。

建設年度	単身用	世帯用	計
平成12年度	2棟14戸		2棟14戸
平成13年度	1棟10戸	3棟14戸	4棟24戸
平成14年度		1棟8戸	1棟8戸
平成15年度		3棟16戸	3棟16戸
平成16年度	3棟20戸	1棟4戸	4棟24戸
平成17年度		2棟8戸	2棟8戸
平成18年度	(1棟)2戸	4棟16戸	4棟18戸
平成19年度		4棟16戸	4棟16戸
平成20年度		1棟4戸	1棟4戸
平成21年度	3棟12戸		3棟12戸
合計	9棟58戸	19棟86戸	28棟144戸

課題

平成21年度までに建設した28棟144戸は、ほぼ満室状態となっており、公営住宅の建設戸数や住宅需要を見極めて、民間住宅建設への継続支援が必要ですが、定住住宅建設促進要綱による補助制度は平成24年3月31日で終了となります。

経営者側の視点からは、長期の空き室がなく、経営のマイナスは無いと考えられますが、受け入れる側からの視点では、空き住宅は不足している状況です。また、公営住宅並みの安い家賃の希望が多く見られますが、民間賃貸住宅経営としては現状以下の家賃設定は非常に厳しいものがあります。

共有空間付きの住宅建設は現在のところありませんが、共有空間が地域コミュニティの再生や、町内会の活性化に及ぼす影響を見極め、入居者のニーズや家賃設定などの面もふまえながらさらに研究する必要があります。

主要施策

- 1 定住住宅建設促進制度の見直しと新たな対策を検討します。
- 2 共有空間付きの住宅建設など、高齢化の進展とともに入居者ニーズが高まるか等更に研究します。
- 3 持家住宅建設促進制度を継続します。

第3節 移住対策

現況

移住相談窓口を設け、住宅相談や移住体験の取組を進めています。

移住実績（平成17年度～平成21年度）

年 度	移住相談件数	移住者数
平成17年度	13件	0名
平成18年度	9件	5名（うち道外から5名）
平成19年度	10件	7名（うち道外から5名）
平成20年度	14件	1名（うち道外から1名）
平成21年度	10件	12名（うち道外から8名）

移住体験お試し暮らし実績

年 度	体験者数	延べ体験日数	うち移住者数
平成21年度	2組（3名）	118日	2名

課題

近年、団塊の世代を中心に移住、田舎暮らしへの関心が高まっており、移住相談件数も徐々に増加しています。移住相談により、実際に土地を購入、住宅建設に至るケースも見られ、また民間の賃貸住宅紹介が移住に結びついています。しかし、移住相談の増加に伴い、紹介できる土地、住宅（特に、戸建て賃貸物件）が不足しているのが現状です。

また、移住相談者の多様化から、各相談者のニーズに合った物件を紹介することが難しくなっており、物件数の確保とともに、様々な趣向に対応できる紹介物件の確保も望まれることから、空き家、空き地の活用方策の検討が必要です。

主要施策

北海道が進める「北の大地への移住促進事業」や道移住促進協議会などと連携しながら、移住体験事業など、多様な移住相談に対応した取組を進めます。

第7章 生活環境衛生

第1節 じん芥処理対策

現況

1 収集体制

ステーション方式により収集しています。

区 分	市街地区	農村地区
可燃ゴミ	週 2 回	月 2 回
不燃ゴミ	週 1 回	月 2 回
大型ゴミ	年 2 回	
資源ゴミ	月 1 回	年 4 回
リサイクルゴミ	週 1 回	月 1 回

2 一般廃棄物処理施設

(1) 一般廃棄物中間処理施設(平成9年9月供用開始)

焼却能力 12t/日 破砕能力 6t/日

(2) 一般廃棄物埋立処分場(平成7年5月供用開始)

(3) リサイクルセンター(平成12年1月供用開始)

処理能力 2.2t/日

平成15年4月より、容器包装プラスチックの分別収集開始。

3 平成15年4月より、ゴミの有料化を実施。

有料ゴミ袋等販売実績

(枚)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
可燃ゴミ	10リットル	60,790	62,980	59,710	61,480	62,420
	20リットル	60,000	60,260	56,850	56,540	54,100
	30リットル	28,420	28,640	24,830	23,820	22,800
	45リットル	37,880	36,260	33,650	27,440	27,280
	計	187,090	188,140	175,040	169,280	166,600
不燃ゴミ	10リットル	17,750	18,940	17,990	18,380	18,590
	20リットル	22,220	25,330	24,560	24,140	25,600
	30リットル	13,630	14,260	11,720	11,510	13,380
	45リットル	23,000	23,280	21,300	19,820	19,320
	計	76,600	81,810	75,570	73,850	76,890

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
大型ゴミ	小	7,710	10,395	6,535	6,375	5,465
	中	1,745	2,815	1,415	1,755	1,150
	大	745	580	285	165	125
	計	10,200	13,790	8,235	8,295	6,740
収入金額	20,129 千円	20,574 千円	18,347 千円	17,305 千円	17,176 千円	

直接搬入ゴミ処理手数料

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
金 額	6,553 千円	6,750 千円	7,284 千円	7,626 千円	7,129 千円

4 ゴミ排出量の状況

一般ゴミ

(t)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
収 集 ゴ ミ	1,216.6	1,182.8	1,172.3	1,039.3	1,026.3	
粗 大 ゴ ミ	92.7	116.0	103.5	85.0	85.6	
直接ゴミ	一 般	682.8	734.3	669.2	751.3	672.0
	リゾート	235.5	233.2	221.1	201.1	212.6
	(株)加洋の	7.7	17.0	6.5	45.4	57.2
合 計	2,235.3	2,283.3	2,172.6	2,122.1	2,053.7	

資源ゴミ、リサイクルゴミ

(t)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
資 源 ゴ ミ	484.9	480.2	477.3	433.2	425.2
リサイクルゴミ	108.9	110.2	107.7	99.1	93.4
合 計	593.8	590.4	585.0	532.3	518.6

課題

生ゴミの減量化の方策を検討する必要があります。ゴミ処理については、広域化との関連を検討する必要があります。

主要施策

- 1 ゴミの不法投棄のない町づくりを進めます。
- 2 リサイクルの推進を図るため、分別辞典等の配布や説明会を開催します。
- 3 ゴミステーションを再編整備し、収集体制の効率化を図ります。
- 4 ゴミの減量化を図るため、分別排出の徹底を図り、生ゴミ処理の方策を検討します。
- 5 新埋立処分場の建設計画は、広域化処理との関連を検討し策定します。

第2節 し尿処理対策

1 し尿収集

現況

平成11年度より十勝環境複合事務組合に加入し、処理を委託しています。
計画収集に基づき委託業者による収集体制が確立し、住民サービスの向上が図られています。

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収集件数	3,479件	3,457件	2,886件	2,743件
収集量	1,945kl	1,922kl	1,906kl	1,861kl
収集料金	10,531千円	10,710千円	9,821千円	9,583千円

課題

受益者負担の見直しを検討します。

主要施策

受益者負担の見直しを検討し、サービスの向上に努めます。

2 合併浄化槽

現況

平成14年度から浄化槽設置整備事業が実施され、平成21年度までに52基設置されています。

事業費

(千円)

	平成14～16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
事業費	21,700	3,250	1,350	2,200	1,100	2,950	32,550
補助金	9,663	745	313	469	234	705	12,129

設置戸数

(戸)

	平成 14～16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	計
5人槽	20	3	1	4	2	1	31
7人槽	8						8
8人槽	1						1
10人槽	6	2	1			3	12
計	35	5	2	4	2	4	52

課題

平成 21 年度までに、補助該当 52 世帯と単独設置 42 世帯の合計 94 世帯の合併浄化槽設置世帯がありますが、下水道区域外の合併浄化槽設置率が 15.7%と低いとため、合併浄化槽設置整備事業の要綱の改正を行い、合併浄化槽未設置世帯の解消を図る必要があります。

主要施策

- 1 浄化槽の設置整備事業により、生活環境の向上及び地下水汚染防止を目的に事業の継続を図ります。
- 2 合併浄化槽設置整備事業の要綱を改正します。

第 3 節 葬斎場

現況

- 1 施設概要
 - 供用開始 昭和 60 年 11 月
 - 建 物 R C 造平家建 346.63 m²
 - 設 備 全自動火葬炉 2 基
 - 敷地面積 5,164 m²
 - 駐 車 場 2,167 m²
- 2 管理方法 民間委託
- 3 補修状況
 - 平成 13 年度～ 15 年度 設備補修費用 9,262 千円
 - 平成 17 年度 火葬炉 (1 号再燃焼炉) 設備補修 1,155 千円
 - 平成 18 年度 火葬炉 (2 号再燃焼炉) 設備補修 1,155 千円
 - 平成 19 年度 排気筒 (1 号燃焼炉) 設備補修 1,995 千円
 - 平成 20 年度 火葬炉 (1 号主燃焼炉) 設備補修 1,843 千円
 - 平成 21 年度 火葬炉 (2 号主燃焼炉) 設備補修 1,865 千円

課題

施設が稼働し20年以上が経過しているため、建物を含めた整備補修が必要です。

主要施策

- 1 火葬炉などの定期的な保守点検整備及び補修を計画的に実施し、使用者の利便性の向上を図ります。
- 2 補修計画を検討します。

第4節 墓地対策

現況

1 墓地の管理状況

墓地名	許可年月	面積	区画数	使用済	未使用	使用率
新得	大正 4.9	50,669 m ²	897	854	43	95.2%
屈足	大正 15.8	10,474 m ²	370	252	118	68.1%
北新得	大正 9.11	1,808 m ²	52	8	44	15.3%
南新内	大正 9.11	1,669 m ²	82	9	73	11.0%
佐幌	昭和 14.11	3,629 m ²	155	40	115	25.8%
新屈足	昭和 47.12	3,371 m ²	24	11	13	45.8%
トムラウシ	昭和 34.8	8,162 m ²	232	10	222	4.3%
福山	大正 10.4	9,358 m ²	共同墓地			

2 新得、屈足、新屈足、北新得、佐幌墓地の清掃は民間委託

課題

管理者が所在不明のため、管理されていない墓があり、墓地の美観を損ねています。

主要施策

管理者の台帳整備を進め、墓地環境の改善を図ります。

第5節 畜犬対策

現況

1 畜犬登録及び野犬掃討の状況

年度	区分		野犬掃討状況
	畜犬登録状況		
	登録数	注射数	
平成17年度	592頭	451頭	6頭
平成18年度	580頭	452頭	3頭
平成19年度	576頭	455頭	0頭
平成20年度	564頭	454頭	0頭
平成21年度	544頭	456頭	0頭

- 2 畜犬の適正管理 町定期広報による周知及び衛生委員会議にて指導をお願いしています。
- 3 狂犬病予防注射の実施 毎年5月
- 4 野犬掃討の実施 期間 前期 4月から9月・後期 10月から3月
区域 新得町全域

課題

飼い主のマナー遵守を呼びかける方法をどのようにするか検討が必要です。

主要施策

- 1 正しい飼い方について、広報等での周知徹底や看板を設置し、啓発に努めます。
- 2 定期的に野犬掃討を実施します。

第6節 公衆浴場

現況

1 町営浴場利用実績

年度	営業 日数	一般入浴者(人)			サウナ (人)	利用者計 (人)	収入金額 (円)
		大人	中人	小人			
平成17年度	334	14,107	253	346	1,737	16,443	5,611,280
平成18年度	335	14,366	258	363	1,473	16,460	5,609,840
平成19年度	358	14,097	319	242	1,785	16,443	5,908,610
平成20年度	359	13,975	393	220	1,841	16,429	5,811,810
平成21年度	361	14,325	348	196	1,888	16,757	5,912,480

2 運営管理 民間委託

3 トムラウシ温泉湯を毎日輸送し利用しています。

平成17年度 温泉輸送車更新

4 入浴料の改定 平成17年6月実施

課題

利用者の減少は歯止めがかからず、施設の改修費用も増加傾向にあり、引き続き町営浴場の運営は厳しい状況にあり、受益者負担の検討が必要です。

主要施策

受益者負担を検討し、利便性の向上を図ります。

第8章 消費者対策

現況

製品事故の多発や販売方法の悪質化・巧妙化など、消費者問題は複雑化・多様化している状況にあります。国においては、消費者の安全安心に関わる問題を幅広く所管し、情報の一元的収集・分析・発信、企画立案、法執行などの機能を有する消費者庁が平成21年に設置されました。

消費者庁は、地方消費者行政を強化するため、平成21年度から相談窓口強化等に取り

組む地方公共団体を集中的に支援することになりました。

本町においては、平成19年度から月1回消費生活相談員による消費者講座、消費者相談を開催しており、特に高齢者を対象に開催しています。町民が身近な場所において、いつでも安心して適切な相談が受けられるよう、専用の相談室を設けました。

さらに、消費生活相談窓口強化のため、研修、消費生活に関するセミナーに参加し、担当窓口職員の相談体制の充実を図っています。

また、広報紙、啓発用パンフレットの全戸配布など通じて、高齢者を狙った悪質商法への注意呼びかけを行っています。

課題

町民一人ひとりが、心豊かな消費生活を合理的に営み、かつ、その利益が損なわれないよう自己責任を持ち、主体的な意志決定ができる自立した消費者となれるように、消費者教育を進める必要があります。そのために、消費生活に役立つ情報の発信や、消費者活動への支援、消費者問題の啓発活動などが求められます。

また、身近な場所でいつでも適切な相談を受けられるよう、消費生活相談員の配置が必要です。

主要施策

- 1 多様化する消費者問題に対応するため消費者教育及び広報啓発活動の充実を図ります。
- 2 合理的な消費行動を促進するため情報提供を図ります。
- 3 相談体制の充実を図ります。

第9章 資源エネルギー対策

第1節 水資源

現況

岩松ダムの水量は融雪期や降雨期において放流している状況を考えますと、十分と思われる今後この豊富な水量の有効な利活用策が必要です。

発電所の更新は、償却年数50年とし建設後50～60年で行ってきましたが、電気需要の動向等により、点検整備を毎年実施することで、再開発は建設後100年後の様子です。

国では環境保全による発電として、落差を利用した発電の方法、魚や蛙が通過できる水

車を活用した小水力発電を進める動きがあります。

参考 新得町の発電所及び発電能力

発電所名	使用開始	発電型式	最大出力k w	管 理 者
岩 松	昭和17年	ダム水路式	12,600	北海道電力
然別 第1	昭和28年	水路式	12,500	北海道電力
然別 第2	昭和28年	水路式	7,100	北海道電力
上岩松2号	昭和28年	水路式	10,000	北海道電力
上岩松1号	昭和31年	水路式	20,000	北海道電力
富 村	昭和53年	ダム水路式	40,000	北海道電力
佐 幌	昭和59年	ダム式	320	北海道
十 勝	昭和60年	ダム式	40,000	北海道電力

課題

水力発電所の建設は、自然環境保全と多額な設備投資が必要であり、クリーンエネルギーの推進は、国のエネルギー政策の動向により大きく左右されます。小水力発電は、町有施設での取り組みについて検討を進めましたが、投資経費に見合う発電量の確保は現時点ではできない状況にあります。小水力発電はその取組が始まった状況であり、今後の動きを見る必要があります。

また、豊富な水資源を活かすため、エネルギー利用だけでなくその特性を活かし、様々な分野での活用方を検討する必要があります。

主要施策

- 1 既存ダムの更新と維持機能拡充等を要望していきます。
- 2 引き続き小水力発電の検討と、その他の分野における活用方策も検討します。

第2節 新エネルギー

現況

石炭や石油などの化石燃料は、近い将来において枯渇や使用に伴う環境への影響が懸念されており、その使用を抑制することが求められています。

恵まれた自然を生かし、環境にやさしい、クリーンな新エネルギーとして、太陽光・バイオマス・地熱・雪氷など新エネルギーの有効活用により、環境と調和のとれたエネルギーを活用することが必要です。

簡易水道（狩勝地区）は、商用電力の供給がない地域であり、各施設の稼働状況及び管理警報システムが不足しているため、施設の維持管理、施設に異常が発生した場合の状況把握が難しい状況です。

各施設の稼働状況、管理システム整備の検討を行い、資源エネルギーを利用した電力確保による管理警報システムの検討を行っています。

平成18年度	第2配水池計装設備	18,900千円
平成20年度	第4配水池計装設備	7,445千円

課題

新エネルギーの建設コスト等、一定の費用対効果が出ないと、その実現が厳しいものとなります。

太陽光発電による買取制度は、倍の買い取り価格となったことからその費用対効果が大きくなり、整備促進が図られるものと期待しますが、その他の発電については現状のままであり、これらについても買取単価見直しなど政策的推進を国に呼びかける必要があります。

簡易水道においては、独立電源システム設置に向け、エネルギー関係の補助制度を検討する必要があります。

耐用年数により、ソーラーパネル、蓄電池等の機器更新が必要です。

主要施策

- 1 町内にある未利用資源、自然エネルギーを経済的にも一定の効果が出るような活用方を研究します。
- 2 住宅用太陽光発電設備の普及に取り組みます。
- 3 太陽光発電設備を検討します。
- 4 新エネルギーの調査研究を検討します。

第10章 自然環境保全

第1節 環境保全

現況

地球温暖化防止対策

温暖化対策基本法が2010年(平成22年)に発効し、温室効果ガス排出削減目標は、

2020（平成32年）年までに1990年（平成2年）比25%削減するもので、具体的な削減対策の推進が必要となっています。

（1）自治体の対策

新得町温室効果ガス排出抑制実行計画 平成14年5月策定
二酸化炭素の総排出量を5%削減 目標年次 平成18年度
検証の実施 7%削減

（2）環境条例の制定 平成21年4月

町民が取り組める防止対策の検討・推進

課題

地球温暖化防止対策の推進には、行政、事業者、町民が一体となった温室効果ガスの削減のための取り組みが必要です。

主要施策

行政、事業者、町民が一体となった温室効果ガスの削減の取り組みを進めます。

第2節 公害対策

現況

悪臭発生施設からの検査報告を提出させるとともに、施設の定期的な視察を実施しています。

課題

公害発生を未然に防止する必要があります。

主要施策

公害発生を未然に防止するため、関係機関と連携を強化し、事業者への情報提供及び指導を行います。

第11章 消防・救急・防災体制

第1節 消防

現況

近年、地震や風水害などの自然災害はもとより、社会経済情勢の著しい変化を背景に、災害の態様も複雑多様化する傾向にあります。

防火防災活動の拠点となる消防庁舎は平成17年2月1日から業務を開始し、住民生活の安全を守るための近代的機能と設備を兼ね備えた施設となっています。

消防団は地域に密着した防災機関として、火災はもとより各種災害の予防、警戒、鎮圧に当たっており新得消防団と屈足消防団の2団があります。

消防車両、消防水利施設及び消防無線の更新等は、消防施設整備計画に基づき整備しています。

「自分の生命・財産は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持つことが必要であり、各防火団体と協力して、火災のない明るいまちづくりに取り組んでいます。

課題

消防団員の定年制を導入したことにより、経験（勤続）年数の浅い団員が増え、災害現場等に対処する知識・経験不足は否めないことから、団員の資質向上策を積極的に図る必要があります。

消防救急無線デジタル化への対応を図るなど、消防施設整備の見直しをする必要があります。

「火災のない明るいまちづくり」を提唱し、町民の防火意識の高揚を図るとともに、積極的に火災予防に取り組む姿勢が必要です。

主要施策

- 1 消防団員の各種研修会、訓練、消防学校への派遣を図ります。
- 2 消防施設整備計画に基づき整備を図ります。
- 3 「火災のない明るいまちづくり」を推進するため、関係機関等の連携により、火災予防の啓発を図ります。（防火管理者連絡協議会・危険物安全協会・幼年消防クラブ）
- 4 住宅用火災警報器の普及推進を図ります。

第2節 救急

現況

豊かな大自然を生かしたアウトドアライフが本町でも人気を呼び、カヌー、ラフティング、山岳など多くの観光客が訪れており、不測の事態に備え、救急・救助の研修を受けています。

呼吸や心臓が停止した傷病者に対し、救急車の到着前に迅速かつ適正な救急蘇生法を実施することが救命率の向上につながることから、公共施設をはじめ、老人福祉施設、ホテル等不特定多数が出入りする施設や、各種サークル、町内会等を対象に救急講習会を開催しています。内容も3時間の普通救命講習をベースに、1時間半程度の救急講習から8時間の上級救命講習まで受講者のニーズに合わせて幅広く対応しています。またAEDの設置施設も年々増加傾向にあり、現在町内36施設に設置されています。これまで町内のAED設置施設での救命講習はおおむね実施しており、なかでも業務の内容や活動領域の性格から心肺停止者に対し応急の対応が期待されるプール職員、スポーツ指導員、ラフティングガイド、ホテル従業員等の講習会は毎年実施しています。実際にAEDが使用された事例も数件あり、救命講習の成果が確実に始まっています。

課題

救急・救助資機材を活用した訓練を地域関係団体と連携し体制を整備する必要があります。

計画当初と比べ講習回数、受講者数ともに落ち着いてきたので、今後は町広報誌等を通じて、心肺蘇生法の重要性や、救命講習会の開催等を積極的にアピールして、幅広い町民の方々に関心を持ってもらうことが必要です。

これまで受講した方も一度だけの受講で終わらせないよう、おおむね3年を目処に再講習を勧め、知識と実技のリフレッシュをはかってもらう必要があります。

日本人の死亡原因の上位を占め、早期の救急車要請が救命や後遺症等の予後改善につながるといわれている脳卒中や心筋梗塞の初期症状の見分け方などを、今後講習内容に付加する必要があります。

主要施策

- 1 救急・救助資機材を活用した訓練を地域関係団体と連携し体制整備を図ります。
- 2 救命講習会の継続的な開催と、積極的な広報活動を進めます。
- 3 再講習の受講促進を進めます。
- 4 脳卒中、心筋梗塞についての講習内容を付加します。

第3節 防災

現況

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、火山噴火等異常な自然災害に対し住民の生命、財産を守り安心して日常生活が営まれるよう、平成16年度に新得町地域防災計画を全面改定し、災害に備える体制を整えています。

- (1) 避難場所、避難所等の住民への周知
- (2) 緊急連絡体制

課題

風水害、地震、火山等の予期しない災害が発生するため、それぞれの災害に対応できる体制づくりが必要です。

- (1) 広報など定期的な周知により意識高揚を図る必要があります。
- (2) 町内会と連携した緊急連絡体制の構築が必要です。

主要施策

- 1 住民の防災意識の高揚を図ります。
広報や防災のしおりの発行をします。
- 2 町内会と連携した災害緊急連絡体制づくりを目指します。
災害時の連絡体制を町内会との連携により進めます。

第12章 交通安全

第1節 交通事故防止

現況

道内の交通事故の発生状況は、減少傾向を示しており、管内及び本町においても減少傾向にあります。都道府県別事故死者数は、平成17年からは全国ワーストワンを返上し、道内の交通事故死は、道民総ぐるみで交通事故防止に取り組んだ結果、平成21年は218人で、「第8次北海道交通安全計画」に掲げた「死者数260人以下」及び「死者数の確実な減少」を達成しています。

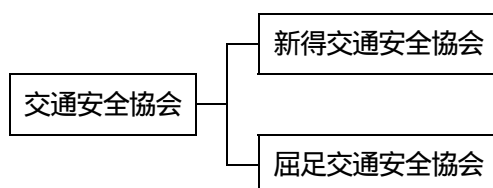
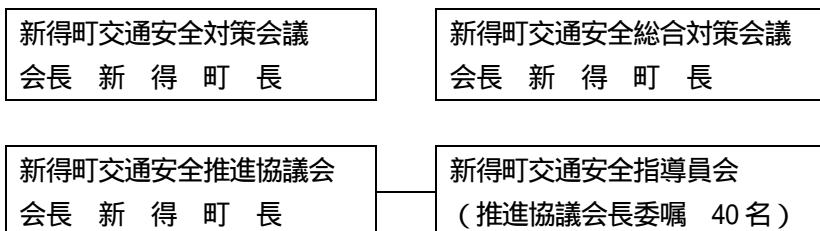
本町における、死亡事故は、以前のような多発はみられなくなったものの、平成12年

以降毎年1人から3人の尊い命が失われていました。平成17年7月から交通事故死ゼロの日が継続し、1,500日を目指して取り組んでいましたが、平成21年6月、国道で町民の死亡事故が発生してしまい1,424日でストップしてしまいました。また、65歳以上の高齢者による交通事故が増加傾向にあるため、高齢者の交通事故防止対策を重点的に実施しています。

新得町の交通事故発生状況

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
発生件数	18 件	9 件	5 件	7 件	9 件
死者数	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
傷者数	22 人	12 人	6 人	10 人	14 人

交通安全推進組織



課題

北海道の事故は減少傾向にあり、十勝及び本町での事故も減少傾向になっています。事故防止のため、道や市町村を始め関係機関・団体と緊密に連携を図り、創意と工夫を凝らし効果的な事業を展開しています。交通安全意識の盛り上げを図り、6年連続交通事故死全国ワーストワン回避を実現したいと取り組んでいます。

本町においても、交通事故死が発生しており、痛ましい交通事故の犠牲者とならないよう、交通安全思想の普及徹底の重要性はますます高まっています。また、観光振興、産業の広域化などによる自動車交通の増大から、通過型の事故増加や、速度超過や交差点違反に起因する事故、レジャーに伴う飲酒運転等の重大事故の発生が懸念されるところです。

交通事故の実態を見ますと、スピードの出し過ぎ、シートベルトの未着用など、ほとんどが運転上の基本ミスであり、交通モラルの低さが要因と思われます。

このようなことから、高齢者・女性ドライバー・若者などそれぞれの層に合わせたきめ細やかな指導・教育が必要であり、安全思想の普及徹底を図る必要があります。

主要施策

- 1 交通安全運動を推進します。
春、行楽期、夏、秋、冬、とその時期に応じた重点目標により、一人ひとりが人命尊重と交通安全の大切さを考え行動するよう効果的な運動を推進します。
- 2 交通安全教育を推進します。
家庭、学校、職場、地域において、幼児、児童、生徒、青年、成人、高齢者それぞれの対象に応じて交通安全教育を推進します。
- 3 交通安全施設の整備を図ります。
(1) 道路標識の危険箇所への重点設置と日常点検の徹底
(2) 冬期間の歩道除雪で支障となる障害物の除去及び適正配置
(3) 高齢者、障害者及び児童が安全かつ円滑に利用できるように道路改修の促進
- 4 広報啓発活動を推進します。
啓発キャンペーンを関係機関の協力で実施するほか、広報を利用した交通安全意識の高揚を図ります。

第13章 防犯

現況

町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進と生活環境の整備を行い、犯罪、暴力、事故等を防止し安全で住みよい地域社会の実現を図るため、平成10年度に生活安全条例を制定、生活安全推進協議会を組織し、関係機関と警察が連携し運動を展開しています。

平成20年12月、犯罪被害者等の支援に関する条例改正を行い、被害を受けた場合必要な支援を受けられるよう、相談窓口を設置しています。

また、各町内会代表者により新得・屈足両地区に防犯協会を設立し、各季節、各種イベントでの防犯パトロールなど積極的な防犯活動を行っています。

課題

防犯意識の高揚と犯罪防止に努め、安心して暮らせる町づくりを進める必要があり、特に各地で子どもが凶悪な犯罪に巻き込まれる事件が起きていることから、地域住民、各種ボランティア、関係機関と警察が連携し、継続的な運動を展開することが重要です。

主要施策

- 1 家庭、地域、学校、子ども会、こども110番の家、少年補導員連絡協議会、地域安全活動推進協議会、防犯協会、暴力追放運動連絡協議会、警察などが連携して防犯運動

を展開し、安全で安心できる町づくりを進めます。

- 2 各種広報などを通じたPRをはじめ、防犯関係団体との連携による啓発活動を強化し、防犯意識の高揚に努めます。